

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：埼玉県
農業委員会名：狭山市

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	940
自給的農家数	416
販売農家数	524
主業農家数	215
準主業農家数	80
副業的農家数	229

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1034
女性	475
40代以下	40

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	129
基本構想水準到達者	39
認定新規就農者	1
農業参入法人	3
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	75	1020				1090
経営耕地面積	62	530	416	103	3	695
遊休農地面積	1	17	17			18
農地台帳面積	113	1,135	1,135	0	0	1,248

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3年 4月30日

	農業委員		定数	実数	地区数
	農業委員数	定数	実数		
農業委員数	14	13			
認定農業者	—	8			
認定農業者に準ずる者	—	—			
女性	—	2			
40代以下	—	1			
中立委員	—	2			

*現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,090 ha	171 ha	16%
課 題	農地の健全な確保のためには更なる担い手への集積が求められるが、灌水施設等の有無等の圃場の整備状況や担い手農家の労働力不足により、集積率は伸び悩んでいる状況にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 178 ha (うち新規集積面積 7 ha) 目標設定の考え方:前年度実績と同等。
活動計画	農地法第32条に規定する意向調査等の結果を踏まえ、3月に地区担当農業委員、推進委員により耕作放棄地所有農家への戸別訪問を行うことで農地の有効利用と適正な肥培管理を求める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	2経営体	0経営体	0 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	1ha	0ha	0 ha
課 題	新規就農等に係る相談の受け皿として、窓口相談の他に月に一度、農業委員会長の同席のもとで農家相談を開催(市広報紙による周知)しているが、件数は多くない。今後は農業団体等とも連携を広げる中で、情報収集にも注力する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	1 ha
活動計画	農家相談等を継続するとともに、農業協同組合等との連携を広げる中で、新規参入等を希望する方の情報収集を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,108 ha	遊休農地面積(B) 18 ha	割合(B/A×100) 1.62%
課 題	農業従事者の高齢化、農業後継者の減少により微増ではあるが、遊休農地の増加傾向が予想される。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3ha		
	目標設定の考え方:農地法第32条に規定の第1, 2号農地に加え、周辺農地所有者等からの苦情に対処した農地の面積を勘案する。		
農地の利用状況調査	調査員数(実数) 22人	調査実施時期 8月～10月	調査結果取りまとめ時期 9月～11月
	①農業委員、地区推進委員、事務局職員による地区内農地の状況把握(7月) ②地区推進委員による農地法第30条に規定の状況調査(8～10月) ③調査結果のデータ整理(9～11月) ④農地法第32条に規定の意向調査(11月) ⑤調査結果のデータ整理。中間管理機構への集積を望まない農家について、地区農業委員、推進委員による戸別訪問を行い、場合によってはあっせん活動に移行(2～3月)		
農地の利用意向調査	実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 1月～2月	
その他	前年度の農地法第3条許可、利用集積計画承認事案について、その後の肥培管理の状況を7月を目途に確認する。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,090 ha	違反転用面積(B) 2ha
課 題	盛土に係る5件の違反を把握しているが、川越農林振興センター及び西部環境事務所とともに是正指導中である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	農業委員及び推進委員による地区内の現状把握の他、前年度の農地法第4条及び第5条の許可事案について、目的通りの転用と周辺農地への影響の有無を8月を目途に確認する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入